

参考資料 1

令和8年3月23日

中井町長 戸村 裕司 様

中井町下水道運営審議会

会長 尾上 輝美、

下水道使用料の改定について（答申）

令和7年1月17日付け6中下第31号で諮問がありました「下水道使用料の改定について」、同月から計4回の審議会を開催して慎重に審議いたしました。

結果を次のとおり答申します。

中井町の公共下水道事業は、酒匂川流域下水道に接続し平成11年4月から供用を開始し、汚水処理による生活環境の改善、降雨による浸水防除や公共用水域の水質保全といった町民生活に欠かすことができない重要な社会資本となりました。

当町の下水道の整備工事は平成29年度でほぼ完了し、今後は維持管理が主となりますが、今後予測される人口減少等に伴う下水道使用料の減少、管渠の更新対策など、公共下水道事業を取り巻く経営環境は、年々厳しい状況にあります。

こうした中、安定かつ持続的な下水道事業の運営を目指し、令和2年度から「地方公営企業法」による公営企業会計を適用しておりますが、「独立採算制」、「受益者負担の原則」から一般会計からの繰入に依存した経営を改善する必要があります。

下水の費用負担の考え方は、「雨水公費・汚水私費」が基本的原則とされており、汚水処理に係る経費は、本来、使用料で賄うべきものとされています。しかしながら、当町では一般会計から多額の基準外繰入を行う形で不足分を補填しており、下水道の使用者以外の方にも負担をしていただいていることになり、公平な費用負担とは言えない状況が続いています。使用料収入で汚水処理費をどれだけ賄えているかを示す指標である経費回収率は、令和6年度で61.1%になります。平成11年度の供用開始から消費税に関するものを除いて使用料改定を行ってきませんでしたが、近年、下水道の接続戸数は増加しているものの有収水量は減少しており、経費回収率の向上を図るには使用料の引上げを行うことはやむを得ない状況であると判断しました。公営企業として独立採算制の経営をするため、第一段階として経費回収率80%、第二段階として経費回収率100%を達成できるよう使用料改定を2回行う必要があると判断しました。

1 基本的な考え方

(1) 下水道使用料の改定について

当町の下水道使用料収入は、大口事業所上位3社で43.1%、上位8社で54.1%を占めており、多量排水者である大口事業所の事業活動による影響を受けやすく、収入が安定しない特性があることから、企業に過度な依存をしないよう考慮する必要があります。現行の使用料体系は基本料金及び低水量ランクの超過料金が特に低く設定されているため、まずはこれを底上げし経営の安定を図ることが最優先されます。ただし、原材料やエネルギー価格の上昇等による影響を一般家庭や少量排水者が受けていることも鑑み、ある程度抑えるよう配慮する必要があります。

また、企業においても同様の問題に直面しておりますが、基本料金及び低水量ランクの超過料金だけの使用料改定では目標とする経費回収率を達成することは難しく、高水量ランクの超過料金まで幅広く改定を行う必要があります。町内の既存企業の負担増をできるだけ抑制することはもちろん、グリーンテクなかいの空き区画や現在区画整理を行っているインター周辺に企業を誘致するためにも、特に高水量ランクの超過料金については上げ幅を少なくし、バランスを取りながら経費回収率の目標を達成できる使用料体系を再構築する必要があります。

上記のことを踏まえ検討を重ねた結果、今回の下水道使用料の改定においては、経費回収率80%を達成するため、別紙のとおり平均改定率27.5%とすることが適当であると考えます。

(2) 改定の実施時期について

改定時期は、使用者への周知期間を考慮し、令和9年4月分から実施することが適当であると考えます。

2 付帯意見

付帯意見については、次のとおりです。

- (1) 使用料改定の実施にあたっては、利用者への周知と説明を十分に行い、理解と協力を得られるよう努力すること。
- (2) 整備区域内においては下水道への接続を促進するとともに、企業立地の推進や定住促進を図り、水洗化率のさらなる向上に努めること。
- (3) 管渠の更新など建設改良事業については、ストックマネジメント計画等に準じて、中長期的な施設の状況を予測しながら、計画的・効率的に最大限の効果をえられるよう行うこと。
- (4) 使用料改定を検討する前提として効率的な経営が求められるため、今後も引き続き経費節減等に努めること。
- (5) 今後の有収水量や経費等の動向を注視した上で、令和13年度を目途に経費回収率100%を達成できる使用料体系を構築するため、令和10年度に改めて当審議会に使用料改定について諮問すること。また、以後も継続的に経営状況と財政状況を検証し、5年を目途に使用料の見直しを検討すること。

(別紙)

下水道使用料の階層別改定額について

(税抜)

1ヵ月の使用料		改定前	改定後	差額	(改定率)
基本料金	0～10 m ³	550 円	850 円	300 円	(54.5%)
超過料金 (1 m ³ につき)	11～20 m ³	65 円	95 円	30 円	(46.2%)
	21～30 m ³	80 円	100 円	20 円	(25.0%)
	31～50 m ³	90 円	110 円	20 円	(22.2%)
	51～100 m ³	100 円	125 円	25 円	(25.0%)
	101～500 m ³	120 円	145 円	25 円	(20.8%)
	501～1,000 m ³	125 円	150 円	25 円	(20.0%)
	1,001～5,000 m ³	130 円	155 円	25 円	(19.2%)
	5,001m～	140 円	160 円	20 円	(14.3%)
全階層の平均改定率		27.5%			

※改定率は小数点第2位を四捨五入したものになります。

※基本料金と超過料金の合計額に消費税相当額を加算したものが下水道使用料になります(1円未満は切捨て)。

使用水量別の下水道使用料比較（2ヵ月・税別）

（使用料の請求は2ヵ月ごとのため）

使用水量	現行	改定案	差額
0～20 m ³	1,100 円	1,700 円	600 円
30 m ³	1,750 円	2,650 円	900 円
40 m ³	2,400 円	3,600 円	1,200 円
50 m ³	3,200 円	4,600 円	1,400 円
60 m ³	4,000 円	5,600 円	1,600 円
80 m ³	5,800 円	7,800 円	2,000 円
100 m ³	7,600 円	10,000 円	2,400 円
200 m ³	17,600 円	22,500 円	4,900 円
300 m ³	29,600 円	37,000 円	7,400 円
400 m ³	41,600 円	51,500 円	9,900 円
500 m ³	53,600 円	66,000 円	12,400 円
1,000 m ³	113,600 円	138,500 円	24,900 円
2,000 m ³	238,600 円	288,500 円	49,900 円
3,000 m ³	368,600 円	443,500 円	74,900 円
4,000 m ³	498,600 円	598,500 円	99,900 円
5,000 m ³	628,600 円	753,500 円	124,900 円
10,000 m ³	1,278,600 円	1,528,500 円	249,900 円
20,000 m ³	2,678,600 円	3,128,500 円	449,900 円
30,000 m ³	4,078,600 円	4,728,500 円	649,900 円
40,000 m ³	5,478,600 円	6,328,500 円	849,900 円
50,000 m ³	6,878,600 円	7,928,500 円	1,049,900 円
100,000 m ³	13,878,600 円	15,928,500 円	2,049,900 円